

令和元年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：障害者福祉推進課
 担当名：社会参加推進・芸術文化担当
 内線：3311 (単位：千円)

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業		
B32	リハビリテーションセンター相談費	一般会計	民生費	社会福祉費	総合リハビリテーションセンター費	総合リハビリテーションセンター運営費		
事業期間	昭和56年度～	根拠法令	障害者総合支援法第26条第1項（義務）、身体障害者福祉法第11条（義務）、知的障害者福祉法第12条（義務）	宣言項目	分野施策	030730 障害者の自立・生活支援		
1 事業の概要 身体・知的障害者に関する専門的な知識及び技術を要する相談・指導、身体障害者の医学的・心理的・職能的判定、市町村に対する技術的援助・助言、更生相談所の運営を行う。 ○事業費の節減による減額補正 (1) 更生相談所費 △256千円 (2) 運営費 △208千円 (3) 管理費 △207千円		5 事業説明 (1) 事業内容 ア 更生相談所費 所内相談、巡回相談、書類判定等の実施 イ 運営費 運営協議会の開催、学会・研修会参加、事務費等 ウ 管理費 光熱水費、庁舎管理委託費等の経常的経費 (2) 事業計画 更生相談の実施：所内相談162回、巡回相談104回 計266回 (3) 事業効果 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 所内相談 167回 169回 159回 157回 161回 巡回相談 87回 87回 96回 100回 104回 訪問診査 3回 3回 2回 0回 0回 合 計 257回 259回 257回 257回 265回 (4) その他 前年度からの変更点 ① 「ア 更生相談所費」 更生相談・入所調整システムの更新費用を計上 ② 「地域リハビリテーション推進事業費」 は廃止 ③ 「リハビリテーション工学技術推進費」 は病院費に移行 なお、本事業は、身体障害者福祉法第11条で必置とされている身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法第12条で必置とされている知的障害者更生相談所の業務を行うものであり、終期の設定はできない。 (5) 補正予算の概要 事業費の節減による減額						
2 事業主体及び負担区分 事業主体：県 負担区分：(県10/10)								
3 地方財政措置の状況 変更なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×25人=237,500千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	補正後の 予算額
決定額	△671					△671	20,606	
現計額	21,277					21,277		